

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	22	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）	
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記の用途に供される軽油に係る軽油引取税を免除する措置を3年間延長する。</p>	
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号</p> <p>地方税法施行令附則第10条の2の2第7項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (▲10,738) [平年度] — (▲10,738)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石（岩石を砕いたもの）を円滑かつ低廉に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設（民生需要）を円滑に進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材など社会資本整備に必要な土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。</p> <p>一方、砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換することができない。また、事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。更に、アンケート調査によれば、生産費中に占める軽油価格の割合も平均1割を超えており極めて高い。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある砂利採取業者等に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		22—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化																			
	政策の達成目標	中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用を維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給を図る。																			
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間																			
	同上の期間中の達成目標	砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。																			
有効性	政策目標の達成状況	<p>砂利等の市場価格については、軽油価格の上昇（平成25年及び平成26年に6%以上上昇）に伴う価格改定による上昇が見られるが、価格上昇率が過去5年平均で2%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(砂利)</td> <td>101.3%</td> <td>102.0%</td> <td>103.6%</td> <td>104.9%</td> <td>100.4%</td> </tr> <tr> <td>(碎石)</td> <td>100.0%</td> <td>101.3%</td> <td>103.0%</td> <td>104.4%</td> <td>100.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：一般財団法人建設物価調査会「建設物価」を基に試算</p>		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	(砂利)	101.3%	102.0%	103.6%	104.9%	100.4%	(碎石)	100.0%	101.3%	103.0%	104.4%	100.4%	
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年															
(砂利)	101.3%	102.0%	103.6%	104.9%	100.4%																
(碎石)	100.0%	101.3%	103.0%	104.4%	100.4%																
要望の措置の適用見込み	<p>適用数量（kL）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>313,891</td> <td>330,762</td> <td>343,465</td> <td>334,528</td> <td>334,528</td> <td>334,528</td> <td>334,528</td> <td>334,528</td> <td>334,528</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。平成28年度以降は経済産業省調べ・試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）</p>	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	数量	313,891	330,762	343,465	334,528	334,528	334,528	334,528	334,528	334,528
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度												
数量	313,891	330,762	343,465	334,528	334,528	334,528	334,528	334,528	334,528												
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>砂利採取業者等では、砂利採取作業等の過程で一定量の軽油の使用が不可避であり、生産費中に占める軽油価格の割合も平均1割を超え極めて高い。砂利採取業者等に軽油引取税を課した場合、自社の取組では他の運送手段や動力源への転換などによって税の負担を軽減することは極めて難しく、また、大半が中小企業であるため価格転嫁も困難な状況である。このため、本措置は、当該事業の経営安定と雇用の維持が図られ、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給に寄与するものであり、将来においても同程度の効果が見込まれる。</p>																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																			
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																			
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																			
	要望の措置の妥当性	<p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される砂利等の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な砂利採取業者等の経営の安定等に大きな影響がある。</p> <p>仮に本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、事業からの撤退や倒産等が加速する懸念があるほか、製品の安定供給にも支障が生じ、結果的に国民生活に直結した建設業等にも多大な影響（国民の負担増）を及ぼす可能性があることから、こうした状況を回避する観点からも、本措置の継続は必要である。</p>																			
ページ	22—2																				

税負担軽減措置等の適用実績	適用件数	減収額（百万円）																					
	平成24年度	1,965	10,076																				
	平成25年度	1,953	10,617																				
	平成26年度	1,948	11,025																				
	平成27年度	1,964	10,738																				
	平成28年度	1,964	10,738																				
	※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」を基に、岩石及び砂利掘採業以外の事業（石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業）の実績値（担当部署に確認）を減算した値を当該業として算定。平成28年度以降は経済産業省調べ・試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む）																						
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類：税額 適用総額：25年度 894 億円の内数 26年度 882 億円の内数 27年度 890 億円の内数																						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>砂利等の市場価格は、軽油価格の上昇（平成25年及び平成26年に6%以上上昇）に伴う価格改定による上昇が見られるが、価格上昇率が過去5年平均で2%前後と低位で推移するなど、国内の社会資本整備や住宅等の建設基礎資材として、低廉で安定的に供給されている。</p> <p>一方、アンケート調査によれば、8割を超える砂利採取事業者等が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、8%の事業者が当該事業からの撤退を、また、16%の事業者は従業員の削減を考へるとしている。更に、営業利益が赤字となっている事業者の赤字幅が拡大するばかりでなく、黒字の事業者も赤字に転落する状況にあるなど、本措置の廃止は、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念がある。</p> <p>このように、本措置の存廃が及ぼす影響が極めて大きい当業界にとって、本措置は、地域の雇用維持に大きく貢献しているほか、製品の出荷先の多くが当該県内であることを勘案すれば、地域経済の発展にも寄与している。</p>																						
前回要望時の達成目標	砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。																						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>砂利等の市場価格については、軽油価格の上昇（平成25年及び平成26年に6%以上上昇）に伴う価格改定による上昇が見られるが、価格上昇率が過去5年平均で2%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その維持が図られている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> <th>平成26年</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(砂利)</td> <td>101.3%</td> <td>102.0%</td> <td>103.6%</td> <td>104.9%</td> <td>100.4%</td> </tr> <tr> <td>(碎石)</td> <td>100.0%</td> <td>101.3%</td> <td>103.0%</td> <td>104.4%</td> <td>100.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：一般財団法人建設物価調査会「建設物価」を基に試算</p>						平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	(砂利)	101.3%	102.0%	103.6%	104.9%	100.4%	(碎石)	100.0%	101.3%	103.0%	104.4%	100.4%
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年																		
(砂利)	101.3%	102.0%	103.6%	104.9%	100.4%																		
(碎石)	100.0%	101.3%	103.0%	104.4%	100.4%																		
これまでの要望経緯	昭和36年度	創設																					
	昭和37年度	拡充	・「鉱物」に「岩石」を含める。 ・対象機械を「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。																				
	昭和46年度	拡充	・「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。																				
	平成21年度	3年間延長																					
	平成24年度	3年間延長																					
	平成27年度	3年間延長																					
ページ	22—3																						